| | | | |
|---|---|---|---|
| ㊒G―2238 | 一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＦ―ＨＲ15―７Ｙ12Ｂ | ニッサン　ＤＢＦ―Ｖ＊Ｙ12、マツダ　ＤＢＦ―ＢＶ＊Ｙ12、三菱　ＤＢＦ―ＣＶ＊Ｙ12 | 〃 |
| ㊒G―2239 | 一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＣＢＦ―ＭＲ18―７Ｙ12Ｂ | ニッサン　ＣＢＦ―ＶＪ＊Ｙ12、マツダ　ＣＢＦ―ＢＶＪ＊Ｙ12、三菱　ＣＢＦ―ＣＶＪ＊Ｙ12 | 〃 |

**○国土交通省告示第千百八号**

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年七月十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月二十八日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

| 型式指定番号 | 特定装置の種類、名称及び型式 | 特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式） | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|---|---|
| ㊒G―2225 | 一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ―ＤＥＺＪ―ＤＢＡ３ | マツダ　ＤＢＡ―ＤＥ３ＦＳ、マツダ　ＤＢＡ―ＤＥ３ＡＳ | マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号 |
| ㊒G―2226 | 一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ―ＣＷＬＦ―ＤＢＡ２ | マツダ　ＤＢＡ―ＣＷＥＡＷ | 〃 |
| ㊒G―2227 | 一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ―ＤＥＺＹ―ＤＢＡ２ | マツダ　ＤＢＡ―ＤＥ５ＦＳ | 〃 |

**○国土交通省告示第千百九号**

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年七月十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月二十八日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

| 型式指定番号 | 特定装置の種類、名称及び型式 | 特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式） | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|---|---|
| ㊒G―2228 | 一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　ＤＢＡ―１ＡＲ―ＦＥ | レクサス　ＤＢＡ―ＡＧＬ10Ｗ | トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地 |
| ㊒G―2229 | 一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ―ＧＺＧＧＺ―ＦＥ１ | トヨタ　ＤＢＡ―１　50 | 〃 |

**○国土交通省告示第千百十号**

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年七月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月二十八日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

| 型式指定番号 | 特定装置の種類、名称及び型式 | 特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式） | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|---|---|
| ㊒G―2230 | 一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＬ15Ａ22 | ホンダ　ＤＢＡ―ＧＥ８、ホンダ　ＤＢＡ―ＧＥ９ | 本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号 |
| ㊒G―2231 | 一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＡＡＬ13Ａ21 | ホンダ　ＤＡＡ―ＧＰ１ | 〃 |
| ㊒G―2232 | 一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＤＢＡＬ13Ａ21 | ホンダ　ＤＢＡ―ＧＥ６、ホンダ　ＤＢＡ―ＧＥ７ | 〃 |

**○国土交通省告示第千百十一号**

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年七月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月二十八日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

| 型式指定番号 | 特定装置の種類、名称及び型式 | 特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。） | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|---|---|
| ㊒G―2233 | 一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＣＢＡ―ＨＲ16―７Ｃ11Ｂ | ニッサン　ＣＢＡ―＊Ｚ＊Ｃ11 | 日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地 |
| ㊒G―2235 | 一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＡ―ＭＲ20―７Ｊ10Ｂ | ニッサン　ＤＢＡ―Ｋ＊Ｊ10 | 〃 |
| ㊒G―2236 | 一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＡＢＡ―ＮＡ20―14Ｙ31Ａ | ニッサン　ＡＢＡ―＊Ｑ＊Ｙ31 | 〃 |

**○国土交通省告示第千百十二号**

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年七月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月二十八日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

| 型式指定番号 | 指定装置の種類、名称及び型式 | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|---|
| Ｅ43―70Ｒ―010013 | 大型後部反射器　３Ｍ　ＤＧ―3350 | 山形スリーエム株式会社　山形県東根市大字若木5500番地 |

**○国土交通省告示第千百十三号**

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年七月二十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月二十八日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

| 型式指定番号 | 特定装置の種類、名称及び型式 | 特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式） | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|---|---|
| ㊒G―2246 | 一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ―ＮＺＦＥ19 | トヨタ　ＤＢＡ―ＮＣＺ　20 | トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地 |
| ㊒G―2247 | 一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ―ＮＺＦＥ20 | トヨタ　ＤＢＡ―ＮＣＺ　25 | 〃 |